

令和8年2月3日
政 策 経 営 部

世田谷区組織条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

環境政策、清掃及びリサイクル事業に係る政策等を総合的に推進するため、組織を改正する必要があるので、本案を提出する。

2 改正内容

第1条の表清掃・リサイクル部の項を削る。

第2条の表環境政策部の項に次の1号を加える。

(2) 廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。

第2条の表清掃・リサイクル部の項を削る。

3 施行予定日

令和8年4月1日

世田谷区組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区組織条例 平成2年11月15日条例第45号 世田谷区組織条例 世田谷区組織条例（昭和58年6月世田谷区条例第21号）の全部を改正する。 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、別に定めるもののほか、世田谷区に次の部を置く。 政策経営部 総務部 危機管理部 財務部 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部 <u>（削除）</u> 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 都市整備政策部 道路・交通計画部 土木部</p>	<p>○世田谷区組織条例 平成2年11月15日条例第45号 世田谷区組織条例 世田谷区組織条例（昭和58年6月世田谷区条例第21号）の全部を改正する。 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、別に定めるもののほか、世田谷区に次の部を置く。 政策経営部 総務部 危機管理部 財務部 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部 <u>清掃・リサイクル部</u> 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 都市整備政策部 道路・交通計画部 土木部</p>

改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。	(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。
政策経営部	政策経営部
<p>(1) 区の総合的な政策及び経営並びに区政の調整に関すること。</p> <p>(2) 組織及び行財政の運営の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 財政に関すること。</p> <p>(4) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(5) 政策に係る調査研究に関すること。</p> <p>(6) 自治権拡充及び地方分権の総合的な推進及び調整に関すること。</p> <p>(7) 情報政策に関すること。</p> <p>(8) 区長の特命に関すること。</p>	<p>(1) 区の総合的な政策及び経営並びに区政の調整に関すること。</p> <p>(2) 組織及び行財政の運営の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 財政に関すること。</p> <p>(4) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(5) 政策に係る調査研究に関すること。</p> <p>(6) 自治権拡充及び地方分権の総合的な推進及び調整に関すること。</p> <p>(7) 情報政策に関すること。</p> <p>(8) 区長の特命に関すること。</p>
総務部	総務部
<p>(1) 他の部並びに区議会及び行政委員会等との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 職員の進退及び身分に関すること。</p> <p>(3) 職員の労務及び福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 文書及び情報公開に関すること。</p> <p>(5) 区長及び副区長の秘書に関すること。</p> <p>(6) 職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 他の部の主管に属しない事項に関すること。</p>	<p>(1) 他の部並びに区議会及び行政委員会等との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 職員の進退及び身分に関すること。</p> <p>(3) 職員の労務及び福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 文書及び情報公開に関すること。</p> <p>(5) 区長及び副区長の秘書に関すること。</p> <p>(6) 職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 他の部の主管に属しない事項に関すること。</p>
危機管理部	危機管理部
(1) 災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関すること。	(1) 災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関すること。
財務部	財務部
<p>(1) 公有財産の総合的な管理及び調整に関すること。</p> <p>(2) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(3) 施設の営繕に関すること。</p>	<p>(1) 公有財産の総合的な管理及び調整に関すること。</p> <p>(2) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(3) 施設の営繕に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 区が賦課徴収する税及びこれに係る税外収入に関すること。</p> <p>(5) 土地の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(4) 区が賦課徴収する税及びこれに係る税外収入に関すること。</p> <p>(5) 土地の取得及び処分に関すること。</p>
生活文化政策部	生活文化政策部
<p>(1) 市民活動の推進に関すること。</p> <p>(2) 文化の振興及び国際化施策に関すること。</p> <p>(3) 男女共同参画に関すること。</p> <p>(4) 区民健康村及びふるさと交流に関すること。</p>	<p>(1) 市民活動の推進に関すること。</p> <p>(2) 文化の振興及び国際化施策に関すること。</p> <p>(3) 男女共同参画に関すること。</p> <p>(4) 区民健康村及びふるさと交流に関すること。</p>
地域行政部	地域行政部
<p>(1) 地域行政の総合的な調整に関すること。</p> <p>(2) 戸籍及び住民記録に関すること。</p> <p>(3) 窓口事務の総合的な調整に関すること。</p>	<p>(1) 地域行政の総合的な調整に関すること。</p> <p>(2) 戸籍及び住民記録に関すること。</p> <p>(3) 窓口事務の総合的な調整に関すること。</p>
スポーツ推進部	スポーツ推進部
<p>(1) スポーツ施策の推進に関すること。</p> <p>(2) オリンピック及びパラリンピックの調整に関すること。</p>	<p>(1) スポーツ施策の推進に関すること。</p> <p>(2) オリンピック及びパラリンピックの調整に関すること。</p>
環境政策部	環境政策部
<p>(1) 環境施策の総合的な計画及び調整並びに環境の向上に関すること。</p> <p><u>(2) 廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。</u></p>	<p>(1) 環境施策の総合的な計画及び調整並びに環境の向上に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
経済産業部	経済産業部
<p>(1) 経済及び産業振興に関すること。</p> <p>(2) 消費者施策に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) 経済及び産業振興に関すること。</p> <p>(2) 消費者施策に関すること。</p>
保健福祉政策部	保健福祉政策部
<p>(1) 保健福祉に関すること。</p> <p>(2) 地域保健福祉の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険、国民年金及び高齢者の保健医療に関するこ</p>	<p>(1) 保健福祉に関すること。</p> <p>(2) 地域保健福祉の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険、国民年金及び高齢者の保健医療に関するこ</p>

改正後	改正前
と。 高齢福祉部 (1) 高齢者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。 (2) 高齢者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。 (3) 介護保険に関すること。	と。 高齢福祉部 (1) 高齢者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。 (2) 高齢者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。 (3) 介護保険に関すること。
障害福祉部 (1) 障害者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。 (2) 障害者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。	障害福祉部 (1) 障害者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。 (2) 障害者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。
子ども・若者部 (1) 子ども及び若者に係る施策の総合的な計画及び調整に関すること。 (2) 児童及びひとり親家庭の福祉に関すること（児童相談所に 関すること（児童相談所長の権限に関するることを除く。）を含 む。）。 (3) 保育に関すること。	子ども・若者部 (1) 子ども及び若者に係る施策の総合的な計画及び調整に関すること。 (2) 児童及びひとり親家庭の福祉に関すること（児童相談所に 関すること（児童相談所長の権限に関することを除く。）を含 む。）。 (3) 保育に関すること。
都市整備政策部 (1) 都市計画の調整に関すること。 (2) 住環境及び生活環境の整備の調整に関すること。 (3) 建築行政に関すること。 (4) 住宅施策に関すること。 (5) 都市開発に関すること。 (6) 防災街づくりに関すること。 (7) 自然的環境の保護及び回復に関すること。 (8) 公園の管理及び整備に関すること。	都市整備政策部 (1) 都市計画の調整に関すること。 (2) 住環境及び生活環境の整備の調整に関すること。 (3) 建築行政に関すること。 (4) 住宅施策に関すること。 (5) 都市開発に関すること。 (6) 防災街づくりに関すること。 (7) 自然的環境の保護及び回復に関すること。 (8) 公園の管理及び整備に関すること。
道路・交通計画部 (1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理に限る。）に関する こと。 (2) 道路の整備に関すること。	道路・交通計画部 (1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理に限る。）に関する こと。 (2) 道路の整備に関すること。

改正後	改正前
<p>(3) 交通政策に関すること。</p> <p>土木部</p> <p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理を除く。）に関すること。</p> <p>(2) 道路の工事の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 河川、水路及び下水道の整備に関すること。</p> <p>(4) 交通安全及び自転車対策に関すること。</p>	<p>(3) 交通政策に関すること。</p> <p>土木部</p> <p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理を除く。）に関すること。</p> <p>(2) 道路の工事の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 河川、水路及び下水道の整備に関すること。</p> <p>(4) 交通安全及び自転車対策に関すること。</p>